

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（イ）－④⑤⑥の 認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（イ）－④⑤⑥の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（売上関連）

【認定要件】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、以下のいずれかの場合で割合または減少率が5%以上減少している中小企業者。

- ・ 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合 → **【様式第5-(イ)-④】**を使用
- ・ 主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合 → **【様式第5-(イ)-⑤】**を使用
- ・ 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合 → **【様式第5-(イ)-⑥】**を使用

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③②の期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の売上の分かるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④②の期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の主たる事業の売上等の分かるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など） **（様式第5-(イ)-⑤の場合のみ）**
- ⑤②の期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の指定業種に属する事業の売上等の分かるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など） **（様式第5-(イ)-⑥の場合のみ）**
- ⑥直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑦許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑧委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③②の期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の売上の分かるもの（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④②の期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の主たる事業の売上等の分かるもの（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など） **（様式第5-(イ)-⑤の場合のみ）**
- ⑤②の期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の指定業種に属する事業の売上等の分かるもの（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など） **（様式第5-(イ)-⑥の場合のみ）**
- ⑥現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑦直近の決算書の写し
- ⑧許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑨委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工G

0587-54-1111（内線337）